

1 副会長

- ① 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその会務を代行する。
- ② 特に重要と思われる重点施策に関して、会長の特命事項としてその任務を行う。
- ③ 夏祭り、体育祭に関して実務面を統轄する。
 - 夏祭りの実行委員長は自治会会長が当り、自治会副会長が実行副委員長となり実務全般を統轄する。
 - 体育祭の副会長に自治会会長が当り、自治会副会長は運営委員として自治会側の実務全般を統轄する。
- ④ 各担当専門部を統轄する。
 - ☆ 広報部
 - ☆ 文化厚生部、体育部
 - ☆ 安全対策部、環境衛生部
- ⑤ 青少年健全育成会の理事を務める。

2 事務局

- ① 会長の補佐
- ② 三役会、役員会及びその他の必要と思われる会議の議事録の作成
- ③ 自治会が所有する備品・物品等の管理 ((テント、テーブル、子供神輿、お囃子道具一式など)
- ④ 会員名簿の管理
 - 入、脱会発生時の台帳の書替え等
- ⑤ 中の田公園公衆トイレの管理に関する事
- ⑥ パソコン・コピー機、印刷機、事務用品の管理
- ⑦ 各種届出用紙の作成
- ⑧ 班長マニュアルの作成
- ⑨ 自治会が発行する文書の管理(控えの管理)
 - 本部、各専門部の発行する回覧の管理
 - 本部、各専門部より提出する要望書の管理
- ⑩ 掲示板に関する管理
 - 掲示板の保守管理
 - 掲示物の管理
- ⑪ 自治会館の利用に関する管理
- ⑫ 自治会員の入脱会に関する事項
- ⑬ 夏祭りの実行委員として事務局を務める。
- ⑭ 体育祭の運営委員を務める。
- ⑮ 会長、副会長の事故あるときは、会務を代行する。

3 会計

- ① 会の金銭出納に関する事務処理
 - 自治会費の徴収に関する事項
 - 各行事の金銭出納に関する事項
 - 弔慰金の出納に関する事項
 - 関係金融機関に関する事項
 - 保険に関する事項
 - 役員報酬に関する事項
 - 各専門部の会議費、行事費に関する事項
- ② 夏祭りの実行委員として会計を務める。
- ③ 体育祭の役員として自治会側の会計を務める

4 広報部

- ① 会員への広報に関する事項
- ② 機関紙「武蔵台だより」の取材、編集、発行
- ③ 広報に関する行政機関、近隣自治会との連絡調整
- ④ 自治会の事業・活動の会員への周知啓蒙
- ⑤ 夏祭りの実行委員を務める。
- ⑥ 体育祭の運営委員を務める。

5 体育部

- ① 各種競技クレーション大会開催及び講習会の実施
- ② 体力増進にかかわる行事の開催
- ③ 武蔵台・横手台体育協会の理事として企画に参加する。
- ④ 夏祭りの実行委員を務める。
- ⑤ 体育祭の運営委員として企画に参画する。
- ⑥ 体育祭時に各係りの正、副部長、係員を務める。

6 文化厚生部

- ① 公民館主催文化祭への協力
- ② 中の田公園公衆トイレ掲示板の管理
- ③ 文化厚生・福祉に関する事項
- ④ 夏祭りの実行委員を務める。
 - 踊りの練習に関する事項
- ⑤ 体育祭の運営委員を務める。各係りの正、副部長、係員を務める。

7 環境衛生部

- ① 武蔵台地区の清掃に関する事項
 - 団地内の清掃
- ② ダストボックスの管理に関する事項
 - ゴミ出しに関する事項
 - ダストボックス管理者に関する事項
 - トビラの掲示物の管理

- 保安全管理
- ③ ペット公害に関する事項
- ④ 環境衛生に関する全ての事項
 - 各家庭の排水管清掃の実施
- ⑤ 夏祭りの実行委員を務める。
- ⑥ 体育祭の運営委員を務める。
 - 各係りの正、副部長、係員を務める。

8 安全対策部

- ① 交通安全に関する事項
- ② 防火防災に関する事項
 - 自主防災組織の管理運営
 - 防災訓練の実施
- ③ 街路灯の維持管理に関する事項
 - 保守管理(業者に対して)
 - 新設に関する事項
- ④ 年末警戒、防犯パトロールの実施
- ⑤ 地区住民の安全に関する全ての事項
- ⑥ 夏祭りの実行委員を務める。
 - 警備及び交通安全に関する企画
- ⑦ 体育祭の運営委員を務める。

9 地区長

- ① 各地区を代表する役員である。
- ② 班長業務を行う。
- ③ 会員とのパイプ役として任務を受持つ
- ④ 必要に応じ班長会議を開催する。
- ⑤ 各種配布物の配布及び回収
- ⑥ 自治会費、各種募金の集金業務
- ⑦ その他詳細は班長マニュアルに定める。

10 副地区長

- ① 地区内各ブロックを担当し、地区長を補佐する。
- ② 班長業務を行う。
- ③ 会員と地区長のパイプ役としての任務を受持つ。
- ④ 各種配布物の配布及び回収
- ⑤ 自治会費、各種募金の集金業務
- ⑥ その他詳細は班長マニュアルに定める。

11 班長

- ① 会員の方の意見、要望を副地区長、地区長に伝える。
- ② 会則に定めた内容について、積極的に協力する。

- ③ 各種配布物の配布及び回収。
- ④ 自治会費集金業務、各種募金へ協力をお願い。
- ⑤ その他詳細は班長マニュアルに定める。

1 2 組織表

1 2 組

こま武蔵台自治会組織図

こま武蔵台自治会総会

